

杉浦 浩美 埼玉学園大学人間学部教授

ヤングケアラーという言葉の広がりとともに、家族のケアを担う「子ども」の存在が可視化され、その支援が社会的課題として浮上した。

現在、急速に認知が広まったヤングケアラーという言葉だが、日本ではまだ明確な概念定義や法令上の定義がなされているわけではないという。日本ケアラー連盟ホームページでは、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。ケアが必要な人は、主に、障がいや病気のある親や高齢の祖父母ですが、きょうだいや他の親族の場合もあります。」と説明している。

世界でこの問題に先駆けて取り組んできたのはイギリスで、1980年代末から実態調査が進められ、1990年代半ばからヤングケアラー支援も発展した(澁谷 2018)。こうしたイギリスの取り組みや先行研究は2000年代半ばころから日本でも紹介され、2010年代からは研究者らによって医療現場や学校現場などでの調査が開始されている。国の実態調査も始まっており、厚生労働省の調査(2020年度)では、「世話をしている家族がいる」と回答したのは中学2年生で5.7%(17人にひとり)、全日制高校2年生で4.1%(24人にひとり)だった。2022年1月には小学校6年生を

すぎうら ひろみ

早稲田大学第一文学部卒業後、出版社勤務を経て、立教大学大学院社会学研究科博士課程に進学、修了。博士(社会学)。専門は労働とジェンダー、マタニティ・ハラスメント。

著書に『働く女性とマタニティ・ハラスメント』(大月書店、2009年、第30回山川菊栄賞受賞)、共著に『なぜ女性は仕事を辞めるのか』(青弓社、2015年)、『新版 排除と差別の社会学』(有斐閣、2016)、『はじまりの社会学』(ミネルヴァ書房、2018年)等がある。

対象とした調査が実施され、小学生の6.5%（15人にひとり）がケアラーであった。

*

言うまでもなく、家族のケアを担う子どもたちは「ずっとそこにいた存在」である。黒光論文で指摘されるように、それぞれの現場で支援者たちは、何十年も前から支援に奮闘してきた。だが、家族内ケアが自明視される日本社会においては、その存在は見えにくいものとしてあった。ヤングケアラーという言葉は、そうした子どもたちの存在を社会に照らし出す大きなきっかけとなったのだ。

ケアする対象は、高齢の祖父母だったり、精神疾患を抱える親であったり（本特集では黒光論文が取り上げている）、障害のある兄弟姉妹であったり（本特集では滝島論文が取り上げている）、とさまざまであり、ケアの内容も、身体介助から親のメンタルヘルスへの対応、日常生活を支える家事全般を担うなど多岐にわたる。コーダ（聞こえない親をもつ聞こえる子ども）は幼いころから「親の通訳」として社会に向き合い、移民の子どもたちもまた「通訳」として、時に「親の代弁者」として行政手続きや社会生活で重要な役割を果たしている。子どもでありながら親を支援し、家族のケアを担うという行為は、個々の状況のなかで「あたりまえ」とされた

り、「苦痛」であったり、言語化しがたい「もやもやした経験」であったりする。ケアを担いながらの子ども時代を生きた「元当事者」である若者たちが、自らの経験や思いを発信し始めたことで、社会は多くを学び、支援の必要性を認識するに至った。

だが、厚生労働省や自治体を示す支援モデルが、もっぱら「ヤングケアラーの認知（啓発）」と「相談支援体制の充実」に重きが置かれていることには危惧も示される。桜井智恵子氏はヤングケアラーという支援者としての子どもの焦点が置かれることによって「本来、支援が必要とされる当事者へのサポートが行き届いていないという問題が薄れ」る危険性を指摘する。相談支援システムの構築と伴走型支援という「現状を調整する」という取り組みに対し、「現状を調整する」というよりもむしろ、相談が必要となる原因を取り除くことが大切だ」と指摘するのだ（桜井 2022）。

*

背景にある社会構造的な問題にもっと目をむけるべきという問題意識は、本特集においても共有されている。

堀越栄子氏は、ヤングケアラーが抱える困難の背景には、複合化しやすい家族の様々な課題があり「既存の福祉政策の延長だけでは達成されない」と指摘し、

新たな支援を構築することの重要性を強調する。

元森絵里子氏は、「子どもでいられる」ことの意味をめぐって、戦後日本社会において「子ども期」がどのように「標準化」したのか、その過程を検証する。さらにその「標準」を支えてきた体制が揺らぐなかで、「今ある「標準」への包摂」に留まるのではない「既存のシステムを問い直しながらの支援」が必要だと主張する。

桜井啓太氏は「貧困や労働に言及しないヤングケアラー言説は国家権力の側にとってひどく都合がよい」と指摘し、「文化的承認」の物語として掠め取られることなく、社会経済的な「再配分」の問題として議論すべきだと提起する。

滝島真優氏は、「きょうだい児に支援が必要な状況が生じているということは、家族全体に対する社会的

支援が不足している」と指摘し、「家族を包括的に支える仕組み」の必要性を訴える。

黒光さおり氏は、25年以上現場で支援にあたってきた経験から「福祉や教育の人材が適切に配置され、育児やケアへの専門的な福祉の支援や社会的なサポートがあること」の重要性を主張する。

家族が抱えてきた／抱えざるを得なかったケアを、今度こそ拓いていく。その覚悟を政策に結びつけなければならない■

[引用文献]

澁谷智子, 2018, 『ヤングケアラー』(中公新書)

桜井智恵子, 2022, 「取り出される「ケア」」『現代思想 特集ヤングケアラー』Vol.50-14, (青土社)

